平成２９年度議会運営委員会　管外行政視察報告書

１　視察日時　　平成３０年１月２４日(水)～１月２６日(金) の３日間

２　視 察 先　　【１日目】東京都国立市
　　1月24日(水) 午後1時30分から午後3時までの約1時間30分
【２日目】東京都多摩市
　　1月25日(木) 午前10時から午前11時30分までの約1時間30分
【３日目】東京都町田市
　　1月26日(金) 午前10時から午前11時30分までの約1時間30分

３　視察事項　　ア　３市共通調査事項　『議会改革の取組みについて』
　　イ　各市独自の調査事項
　　【国立市】　『会派代表質問・災害対策支援会議・市民との意見交換会』
　　【多摩市】　『決算事務事業評価・政治倫理条例』
　　【町田市】　『タブレット端末導入・政務活動費の領収書開示・公式ツイッター利用』

４　視察目的　　本市議会においては、平成２５年６月に要となる議会基本条例を制定し、条例事項の実践に努めている。しかしながら、まだ課題があることから、先進的に議会改革等を推進している上記の各市議会の議会改革の推進状況及び実践状況等を視察し、本市議会の議会改革等への参考とするものである。また、現在本市議会でも検討している会議でのタブレット利用や会派代表者質問など、各市議会独自の先進的な取組み事項についても視察を行い、今後の参考とするものである。

５　参加者　　《議会運営委員会》（８名）
　　委 員 長　　桑　野　元　澄
　　副委員長　　三　木　浩　一
　　委　　員　　永　富　　靖
　　委　　員　　松　下　信一郎
　　委　　員　　赤　木　和　雄
　　委　　員　　柳　生　陽　一
　　委　　員　　畑　山　剛　一
　　《議長》
　　議　　長　　龍　田　　惇
　　《随行》
　　議会事務局長　石　原　徹　之

6　視察先出席者

【国立市】	国立市議会	大和　祥郎	議長
	国立市議会事務局	内藤　哲也	局長
	国立市議会事務局	波多野敏一	次長
	国立市議会事務局	佐藤　修平	議事係長
【多摩市】	多摩市議会	岩永ひさか	議長
	多摩市議会	遠藤めい子	議員
	多摩市議会事務局	梅田　幸男	局長
	多摩市議会事務局	薄井　誠嗣	庶務係長
【町田市】	町田市議会	殿村　健一	副議長
	町田市議会事務局	古谷　健司	局長
	町田市議会事務局	佐藤　安弘	担当課長
	町田市議会事務局	三沢　幸子	調査法制係主任

7　行政視察内容

<u>東京都国立市</u>

（１）国立市議会　歓迎あいさつ《国立市議会　大和議長》

（２）桑野議会運営委員会委員長あいさつ

（３）調査事項の説明［説明員：議会事務局　内藤局長・佐藤議事係長］

１）議会改革について

・平成２５年の議会改革特別委員会において、議会基本条例の立案と議会費財政問題の観点から調査・協議を行い、その結果として国立市議会基本条例を制定した。

・国立市の基本条例の特徴は、前文にソーシャルインクルージョンの理念に配慮することが盛り込まれており、また第２４条で災害時の対応を規定している。

※ソーシャルインクルージョン：障害者や失業者など社会的に排除されているとされてきた人々を社会の構成員として包摂し支え合うという考え方

・議員定数の問題については、特別委員会の中で２１名、２２名で意見が分かれたが、３常任委員会で各常任委員会７名に議長を加えることで合意を得た。

・議員報酬は、議員活動等の日数を推計し報酬額を検討する原価方式・他自治体議員や職員との比較方式・生活保障の３つの観点から月額４９万円と結論付けた。

・期末手当の役職加算については、現状維持と廃止の両方の意見があったが、協議の結果、現状維持とした。

・政務活動費については、月額１万円では不足しているという実態があるため、実態調査を実施し増額を検討すると報告書にはあるが、当時の結論としては現状維持となった。

・市長諮問機関等への議員の参画については、法令等により義務があるもの以外は参

画しないこととし、参画する場合でも無報酬とすることとした。

・平成２９年の議会改革特別委員会は、前回から２年以上経過し、評価・検討すべき時期にきていること及び平成２５年の報告書では意見が２分されているものや引き続き検討するものが残されているところから設置された。

・基本条例の地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図るという目的が、達成されているかを点検し、議会費の検証を含む適切な措置を講ずることとし、特別委員会に部会を設けて検討している。

２）会派代表質問

・会派別時間の割り振り方法は、先例により基本時間を１０分とし、所属議員数から１人を差し引いた人数に５分を乗じて得た数を１０分に加算する。

・一括質問、一問一答の別については、質問議員が任意に選択するが、質問時間中は議長の許可を得た場合以外一問一答から一括質問に変更できない。

・代表質問は、２月～３月に開催される第１回定例会の市長施政方針表明に対してのみ行われ、文書通告は、代表質問は文書通告の必要はないが、一般質問は文書通告ありとしている。

・発言順の決定方法は、代表質問は第１回定例会の前に開催される議会運営委員会終了後に抽選で発言順を決定しているが、一般質問は通告順に発言順を選択できることとしている。

・発言時間については、一般質問は１議員答弁を含めて１時間以内とし、代表質問、一般質問とも関連質問は認めていない。

３）災害対策支援会議

・基本条例第２４条で災害対策支援会議について規定している。

・平成２８年度の北多摩議長会の研修で、板橋区で危機災害対策本部長の後議会事務局長をされた跡見学園女子大学鍵屋一教授の「自治体の地域防災と災害時の議会、議員の役割」と題した講演があり、２９年２月に東京都市議会議長会の２６市全議員対象の研修会でも、鍵屋教授による同様の講演会を実施した。

・国立市の全議員もこの研修を受けた結果、基本条例の規定だけでなく、実効性があるものをとして支援会議設置要綱及びマニュアルを策定し、安否情報確認及び参集訓練を実施した。

・市民及び災害対策本部を支援するとして、名称を支援会議としているが、講演会で、市に災害対策本部が設置された場合、議員が邪魔をしないことを一番に考える必要があることを強く訴えられていたが、邪魔をしないから何もしないということではなく、議会として何をすべきかをしっかり頭に入れたうえで、支援会議を立ち上げることが重要である。

・安否確認票については、議員だけでなく、職員も体制が整わなければ対応ができないため、職員の安否確認欄も作っている。

・災害状況報告票は、上段に議員からの情報を記入し、下段にその情報への本部の対応や事後の状況等を記入し一枚で完結するように作っている。
・代理規定については、すべての議員が代理となりうることを想定した規定にするとともに、事務局の体制についても代理の順番を規定している。
・正副議長は地域活動より支援会議を優先、他の議員は地域活動を優先することも規定している。

４）市民との意見交換会

・２年前に広聴部分を充実させるため、広聴委員会を設置し、委員は各会派から１名ずつの５名で組織している。
・行動マニュアルに沿って、開催の３か月前くらいから準備をしていくが、広聴委員会を３回開催し、テーマ、開催方法の周知等を進めていく。
・テーマの決定方法は、各常任委員会に一任しているが、市民の関心が高そうな広い範囲の内容としている。
・開催方法の周知は、広聴委員５名のうち正副委員長を除く３名が、チラシ担当、駅頭宣伝担当、その他広報担当に分かれ、チラシ担当は１か月前までに事務局と調整しながらチラシを作成し配る準備、駅頭宣伝担当は配布用ティッシュの準備をし、チラシと一緒に市内の３駅で朝と夕に約１時間ずつ、開催日の２日前くらいに参加できるすべての議員がマイクを使い宣伝を行い、その他広報担当は議会報やホームページで広報する記事を作成し、議会報に２回掲載している。
・当日は行動マニュアルを事前に広聴委員に配布し、各委員を中心に常任委員会ごとに打合せを行い進行するが、各常任委員会のテーブルと予備テーブルを１つ設置し、テーマは１常任委員会１テーマで、全体時間の中ほどで他のテーマに参加したい人は移動するようにし、終了１５分前くらいに議員から各意見をまとめたものを発表している。
・農業まつりでの出張意見交換会については、意見交換会の参加者から、市内のイベント時に意見交換会を実施してほしいとの要望があり、広く市民の意見を聴くということで実施した。
・市役所玄関のロビーで、誰でも参加可能という態勢で臨み、４テーブルを使ったが、多くの市民に参加してもらえた。
・事前に２回の議会だよりでの広報、当日は各議員が農業まつりに参加されている市民の方に直接チラシの配布や案内を行った。
・意見交換会で出された意見については、各議員が一般質問等で取り上げる形でしかできておらず、政策提言には結びついていないため、今後の課題となっている。

<u>東京都多摩市</u>

（１）多摩市議会　歓迎あいさつ《多摩市議会　岩永議長》

（２）桑野議会運営委員会委員長あいさつ

（３）調査事項の説明〔説明員：遠藤議員・議会事務局　薄井庶務係長〕

１）議会改革について

・平成１６年から理事者側で決算事務事業評価を開始し決算事業報告書を作成したため、議会も平成１７年９月から事務事業評価を開始した。

・平成１９年１０月に議会改革特別委員会を設置し、平成２２年３月に基本条例を可決・交付し、９月から関連規則等１２件を施行した。

・基本条例第９条で決算・予算の連動として、１項で事業等の評価の実施、２項で評価を市長に明確に提示、３項で市長は議会評価の予算への反映を義務付けた。

２）決算事務事業評価

・決算審査における施策評価等の取組みは、毎年のようにやり方を見直しながら取り組んでおり、現在も試行と位置付けて実施している。

・平成１６年度は議長・監査委員を除く議員で決算特別委員会（３分科会）を組織し、９月定例会後の閉会中の継続審査で５日間（うち３日間は分科会）開催し、１２月定例会で表決している。

・平成１７年度から事務事業評価をはじめ、分科会ごとに集中審査事業計１５事業を３段階評価、平成１８年度から分科会を廃止し、集中審査事業を１５事業選定し４観点から３段階評価、進め方を検討する理事会（正副委員長・会派１名）を設置した。

・平成２４年度から６月定例会で翌年３月までの予算決算特別委員会を設置し、少しでも早く審査をはじめ、翌年の予算に反映させようとし、平成２７年度から施策評価（４施策）を行うこととした。

・年間スケジュールは、６月定例会初日に予算決算特別委員会が設置され、理事会においてルールを検討、７月上旬に各分科会で施策選定等検討し平成２７年度事業をもとに勉強会開始、７月中旬に市へ選定施策通知、会派へ会派用事業評価・施策評価シート配布し、８月下旬に決算事業報告書が配布され、９月中旬に会派で評価した４事業分のシートが提出され、事務局とりまとめの後各議員に配布し、座長には分科会用のシートを配布し、９月中旬以降に予算決算特別委員会を開催し、座長から分科会用シートの報告の後、全議員に配布し分科会座長から予算決算特別委員会全体会最終日に報告があり、議会としての評価を決定し、１０月上旬に市長に手渡し、２月に市長から議会の評価に対し、どのように予算対応したか返事が返ってくる。

・６月に設置された予算決算特別委員会理事会が検討した施策評価の進め方を文書化し、７月に議運を開催し決定する。

・会派ごとの評価をそのまま市長に手渡していたが、内容がバラバラであり市の対応が困難であり、議会としての評価が反映されないため、議会としての評価とするた

めの諮り方についても理事会で決めている。

・理事会では分科会の進め方、施策評価シートの配布等の取扱い、議会の評価送付及び予算対応確認など非常に細かいところまで決定している。

３）政治倫理条例

・平成４年に政治倫理条例に関する陳情が出され、審査未了との結果となったが、議運として条例を制定するという方向で取り組むことが決まった。

・平成７年ごろから本格的に検討を開始し、平成８年１２月に条例制定された。

・政治倫理審査会は、学識経験者、市民代表の１１人で構成し、学識経験者は弁護士、税理士など、市民代表は各会派から推薦された者を選任している。

・委員は２年の任期で委嘱しているが、これまで条例に基づく調査請求はなかった。

・特に問題がない場合は、審査会の開催は年に１回であり、具体的な案件が発生した場合は、補正予算で対応する予定である。

<u>東京都町田市</u>

（１）町田市議会　歓迎あいさつ《町田市議会　殿村副議長》

（２）桑野議会運営委員会委員長あいさつ

（３）調査事項の説明〔説明員：議会事務局　古谷局長・佐藤担当課長〕

１）タブレット端末導入

・使用方法であるが、カレンダーを表示するとその日の会議の一覧が表示され、該当する会議をタップすると資料一覧が表示されたページが表示され、それぞれの資料（議案書・予算書等）を見ることができる。

・カレンダーと会議をひもづけているのが特徴である。

・各定例会３０人程度の一般質問があるが、議員が用意した資料として、写真などが提出されるが、従来はカラーコピーなどで全員分用意し配布していたが、非常に見やすくなった。

・本会議だけでなく、委員会でも利用可能であり、理事者側から行政報告として、さまざまな報告があるが、その資料もすべてタブレットで見ることができる。

・経費については、１台約４千円／月の４１台で通信料込みのレンタル費であるが、これは理事者側の全管理職（２８０台）も導入しており、市全体としてレンタルしているため、非常に安価となっている。

・ソフトバンクのＩＰａｄを借りているが、少し小さいタイプであるため、例えば予算書と別の資料を見比べようとした場合、文字が非常に小さく見えにくいものである。

・タブレットの場合は、小さいため持ち運びは手軽であるが画面が小さいため、パソコンの方がいいという人もあり、検討項目の一つとなる。

・費用については、全額公費負担であり、政務活動費や私費を入れることも検討され

たが、費用対効果が黒字になるということもあり、全額公費を議員により決定し、今後、個人負担や政務活動費について検討することになっている。

・議会運営委員会の下部組織としてシステムを担当する、各会派１名の計５名の小委員会を平成２７年１月に設置し、１年半をかけて導入に向け様々な議論をした。

・小委員会の中で効果について検討されたが、費用として初年度約４００万円、２年目以降約３５０万円必要であるが、効果として年間約４７６万円の経費削減になると試算され、導入により黒字になると見込まれたため、全額公費負担と決定された。

・効果額については、議会だけでは少額であるが、行政側を入れると紙も相当多く、写真・図面等の資料のカラー印刷代等で大きな削減効果があるなどの試算を行ったところが本市の大きな特徴である。

・取扱いに関する規程については、端末機使用基準を定めているが、特徴としては第７条端末機の使用制限として「使用者は、市議会に関する会議に端末を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。」とのみ規定し、細かいことは決めずに議員の判断、良識に委ねるというものである。

・通信方法については、ソフトバンクの回線を使用可能であり、またＷｉ－Ｆｉも使用可能なセルラーモデルである。

・導入しても使えない人は反対するが、導入しても全員が使うということではなく、使えない人は会派室で印刷が簡単にでき、また各会派に小委員会のメンバーがおり簡単に印刷できるため、印刷したものを会議に持ち込むこととした。これは、一気に０から１００ではなく、徐々に進めることとしたものである。

・２年間リースし、その後再度２年継続した後は、理事者側はタブレットとパソコンの２台を併用しているため、画面が取り外しできるパソコンでもいいのではないかとの意見もあるが、外に持ち出すということになると手軽さという議論も出てくるため、どちらがいいかはわからない部分がある。

・導入しているシステムは、富士ソフトのモアノートというシステムで、全国的な議会導入システムの２番目のシステムである。

・このシステムは、カレンダーさえ表示できれば、そこからリンクを張った資料にすぐ到達できるということで、わかりやすいシステムであり、契約すると１人の契約でタブレット等の３台（タブレット・パソコン・スマホ等で組み合わせは自由）が使用可能となるため、３台を駆使している議員もいる。

・タブレット導入に伴い、１人１メールアドレスが付与されるため、そのメールにより災害時の安否確認にも使用するようにしている。

２）政務活動費の領収書開示

・政務活動費は、４月と１０月の年２回の交付をしている。

・金額は月６万円で、年間１人７２万円を会派（１人の場合も会派とみなす）に対して支給している。

・領収書のホームページでの開示については、平成２７年４月から平成２６年度分の収支報告書を公開した。次に、領収書については、平成２７年１２月に議会改革調査特別委員会で決定し、本会議で可決し、平成２７年度分から開示した。
・全国的に政務活動費の不正等の報道があり、平成２６年度に議会が市の財政援助団体として監査が入り、かなり厳しい指摘などもあり、特別委員会を設置し、政務活動費について議論される中で、使途基準などの議論もあったが、１つの目玉として透明性の確保という観点から従来の閲覧から領収書の開示を決定した。
・開示後の市民の反応については、タブレットの公開請求をした団体が、以前から閲覧していたが、事務局としてはホームページに掲載しており閲覧請求がないため、少し手間が減っている。市民からの新たな議論として、個人情報（クレジットカード番号等）の部分についてはマスキングをして隠しているが、誰の領収書かわからない、確認できないとのことで審査請求があり、争いになっている。
・議員の反応としては、領収書がホームページに出るため、きれいに貼り付けてあったり、必要な説明についても自ら書いてあり、個々の意識が高くなっている。
・特に駐車場の領収書については、以前は勉強会の後懇親会になり、夜中までの時間のものがあったりしていたものが無くなってきている。

３）公式ツイッター利用

・事務局でホームページ、議会だより以外の情報発信ツールを模索しており、全国的にも少しずつツイッター利用が増えており興味を持っていた。
・平成２９年３月に、全庁的にツイッターの利用が可能となるルールが作られたため、市の広報部門からツイッター利用をしたい部署の調査があり、議会としても実施することにした。
・議会運営委員会には、事後に３月から実施していますということで報告をした。
・ツイッターの内容は、市のルールがホームページに掲載していないものは掲載してはいけないことになっているため、基本的には市議会のホームページに掲載されているものであり、視察来庁者の写真や議会日程等について載せている。
・ツイッター作成の留意点は、ホームページは訂正がきくが、ツイッターは一度流れてしまうと拡散する可能性が高いため、ルールとして２人１組で作業することになっていることから、手間はかかるが、情報を早く流せることや興味があるものは拡散していく利点がある。
・投稿は２８０件を超えているが、フォロワーとしては１５５人しかいなく、思ったほど伸びていないのが課題である。

８　視察結果について

⑴　視察全体をとおして

今回視察した３市においては、議会改革をとおして様々な取り組みを行っており、市民

意見交換会も、本市のように常任委員会の所管事項に関係する特定の団体ではなく、さまざまな市民の意見を聴く場として、広く市民の参加を呼び掛けたうえで取り組んでおり、参加者が多くなってくれば非常に素晴らしいものになると感じた。

また、ＳＮＳによる議会の広報等にも積極的に取り組んでいる様子などもうかがうことができ、閲覧者の確保や情報の取り扱いなど課題もあるが、将来的には非常に有効な情報発信ツールと感じた。

(2)視察した各市議会における先進的な取組みに対する所感

①東京都国立市

会派代表質問については、本市と議員数は同じであるが、積極的に質問を行っているとのことである。代表質問は一般質問と異なり、文書による通告制をとっておらず、３月定例会の初日に施政方針演説があり、その翌々日に代表者質問が行われるとのことであり、今後本市で会派代表者質問制を実施する際の参考となると感じた。

また、市民との意見交換会は、ワールドカフェ方式をとっているが、広聴委員会を設置し、当該委員会の委員を中心に事前のチラシ配布、当日の運営等が行われているとのことである。しかしながら、他市と同様、参加者の減少などの課題を抱えており、市のイベント時に行うなど、開催にも工夫を凝らしており、今後の本市での開催について参考となると感じた。

②東京都多摩市

平成１６年から議員による決算事務事業評価を実施しているが、まだ完成形ではなく、年々改善を行っている。委員会単位で対象事業を選定した後、会派の意見も聴くとともに、予算決算特別委員会で分科会座長から報告が行われ、議会全体としての評価を実施している。

また、議会基本条例にも予算・決算の連動について、議会による事業評価の実施、評価を市長に提示、市長は評価の予算への反映の義務付けが規定されており、決算が予算に反映される仕組みが出来上がっており、本市でも今後同様のシステムを導入する必要があると感じているため、今後の検討課題としていきたい。

③東京都町田市

タブレットの導入については、比較的最近であるが、導入の際の決め手としては、導入による人件費の削減としており、特に理事者側の議案作成、印刷等に要する費用の削減が大きいとの説明があった。また、機器の取扱いに関する規程では、あまり細かいことは規定せず、使用する議員の良識に委ねるところが大きいとのことであり、その点少し危惧するところがある。タブレットを使いこなせる議員が、同じ会派の議員にレクチャーすることで、使えない議員のフォローをしているとのことで、今後本市で導入する

際の参考となるものと感じた。

政務活動費の領収書開示については、積極的に開示していなくても情報公開条例により開示されるものであるため、開示について特に問題はなく、閲覧申請が無くなった分事務的には楽になっているとのことで、考え方の違いを感じた。

また、新任職員に対し、職員研修の一環として議会の傍聴を実施しており、本市でも職員の資質向上のため実施してはどうかと感じた。